

北九州市環境モデル都市地域推進会議では、北九州市の「環境モデル都市」としてのさらなるPRのため北九州市の環境マスコットキャラクターのデザイン画を募集します。

募集内容

「北九州市」と「環境」をイメージさせ、愛される“しろくま”のキャラクターデザイン。※愛称は「ていたん」です。

募集締切

平成23年1月31日（当日消印有効）

応募資格

北九州市内に居住するか、または勤務している方、北九州市内に事業所のある法人・団体等のデザイナーまたはデザインを専攻している学生。

応募規定

- (1) A4サイズの白紙用紙に作画したもの。(デジタル画でも可)
- (2) 未発表でオリジナルのものに限ります。
- (3) 応募点数に限りはありません。
- (4) デザインした理由を明記してください。
- (5) キャラクターが「着ぐるみ」「シンボル像」「動画」その他キャラクターグッズになることを考慮してください。
- (6) キャラクターと北九州市の環境モデル都市ロゴマーク「グリーンフラッグ」と共存させることがあります。
環境モデル都市ロゴマーク(C72%+Y95%またはDIC172で使用)
- (7) 実際の使用に際し、作品の一部を加筆・修正する場合がありますのでご了承の上ご応募下さい。
- (8) ご応募いただいた作品はお返しできませんのでご了承ください。
- (9) 応募していただいた作品に掲載された個人情報、応募作品の選考、受賞結果の通知、審査結果の公表に使用し、それ以外の目的には使用しません。



注意事項

- (1) 応募にかかる費用は応募者をご負担ください。
- (2) 応募作品は応募者が創作したもので、同一または類似の作品が他に発表されておらず、また、その予定のないもの限り、第三者の権利を一切侵害していないことを応募者は保証するものに限ります。
- (3) 採用作品に擬似等の問題が生じた場合、採用決定後であっても採用を取り消す場合があります。
- (4) 応募作品が以下に該当すると判断した場合には、事前の通知なく審査を行いません。
(ア) 公序良俗に反するもの、あるいはその恐れのあるもの。
(イ) 第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害するもの、あるいはその恐れのあるもの。
(ウ) 第三者を誹謗中傷し、またはそのプライバシーを侵害するもの、その恐れのあるもの。
(エ) 法令などに違反し、または犯罪行為に結びつく、あるいはその恐れのあるもの。

著作権

採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)二次使用权、放送権その他一切の権利は北九州市に帰属するものとし、北九州市のPR活動等に使用します。

発表

最優秀賞(採用作品)1名、優秀賞1名を決定し、2月中に各受賞者あて直接通知するほか、北九州市ホームページ等への掲載により公表予定です。

問合せ先

北九州市環境モデル都市地域推進会議事務局 TEL 093-582-2784 FAX 093-582-2196

応募先

北九州市環境マスコット「ていたん」キャラクター募集係
〒802-0061 北九州市小倉北区三郎丸2-1-1 宣研ビル2F
E-mail info@design-senken.jp 応募作品は郵送またはメールにてご応募下さい